

平成 30 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果

平成 31 年 3 月 29 日

行政改革推進会議

行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしてきている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今般、各府省庁において、平成 30 年度調達改善計画の上半期自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。その結果は、以下のとおりである。

※ 有川 博 委員
石堂 正信 委員
川澤 良子 委員
瀧川 哲也 委員

1 平成 30 年度調達改善計画の策定状況

近年の国の契約金額の総額は 8 兆円前後で推移している（図表 1 参照）。

図表 1：国の契約金額の総額の推移（単位：兆円）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3	8.0	8.4	8.3

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

（国の調達に係る契約金額、契約種別及び応札状況については、[別添 1～3](#)参照）

財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスについて、費用対効果に優れた調達を行うことが不可欠な状況となっている。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならず、また、会計法令をはじめとする諸法規を遵守しなければならない。

一方で、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

（1）共通的な取組

平成 30 年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を、①調達改善に向けた審査・管理の充実、②地方支分部局等における取組の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。また、電力、ガス、情報システムの契約がある場合には、調達経費の内訳として表示するよう統一した。

地方支分部局等における契約金額の総額は約 5 兆円となっており、国全体の調達額の 6 割程度となっている。とりわけ、公共工事に関する契約については、地方支分部局等による発注額が国全体の契約金額の 9 割程度となっている（[別添 1](#)参照）。

（2）重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性と調達の課題を踏ま

え、調達金額の重要性や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、重点的な取組を設定している。平成 29 年度調達改善計画以降、重点的取組と継続的取組を別表示とする様式としたことで、重点的な取組の明確化が図られてきている。重点的な取組として、個別案件の改善計画を挙げる府省庁も見られている。

(3) 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

取組の難易度は平成 28 年度調達改善計画以降、目標達成予定時期は 29 年度調達改善計画以降、表示している。30 年度調達改善計画においては、全府省庁で、目標達成予定時期の明示が進み、期限を意識した意欲的な計画策定が行われた。今後は、期限を区切って取組の効果を把握し、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行いつつ成果を着実に積み重ねていくことが求められる。

2 平成 30 年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、平成 30 年度調達改善計画に基づいて実施した取組について、「目標の達成状況」、「実務において明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、30 年 11 月までにウェブサイト上で公表した。

(1) 「目標の達成状況」「取組の効果」

各府省庁の取組の進捗状況は概ね「A」となっており、総じて順調に進んでいる。取組の効果については、削減額が表示できるものについて削減率を併せて表示することを推進しており、定着し始めている。

(2) 「明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」

課題に対する解決策を具体的に記載している府省庁が見られる一方で、目標の達成の分析や対応策が十分に記載されていない府省庁が見られた。PDCA サイクルを効果的に回すためには、各府省庁の自己評価において、これらの項目がきちんと分析・評価されるべきであり、また、その記載は国民にとって分かりやすいものであることが求められる。

(3) 外部有識者からの意見聴取

個々の取組について外部有識者から具体的な意見が得られた府省庁が増加した。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁

の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取するなどの工夫が見られた。

3 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

(1) 一者応札の改善

国の契約に占める一者応札の割合は、図表2のとおりであり、ここ数年、ほぼ横ばいで推移している。

図表2：国の契約に占める一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
14	15	14	14	13	14	16	17	17	17	18

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

各府省庁が実施している「入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査」や「事業者に対するヒアリング」の結果を見ると、例えば、工事発注分野においては、「発注量の増加や慢性的な人手不足により人員が確保できない。」との回答が見られる。また、情報システム調達分野では、「システム稼働の安定的継続やセキュリティ保持のために、他者のシステムを引き継ぐことはリスクがある。」等の回答が見られる。

これに対し、府省庁側では、例えば、工事の施工時期の平準化のため、地域単位での発注見通しの統合・公表や早期発注等の取組を進めているほか、現場技術者配置要件の合理化の検討等を行っている。

情報システムの調達については、各府省庁とも「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成26年12月3日決定、31年2月25日最終改定）を踏まえて、それぞれの府省CIO補佐官¹の助言を得ながら、情報システムの要件定義の明確化を行ったり、従来の受注者等、特定の事業者に有利な仕様内容とならないようにしたりすることで、新規参入の促進を行うこととされている。一者応札への対処としても、例えば、セキュリティに配慮した上で既存情報システムのプ

¹ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成26年12月3日決定、31年2月25日最終改定）に定義され、「府省CIO補佐官」は各府省（庁や委員会含む。）に置かれ、原則として内閣官房に置かれている政府CIO補佐官をもって充てるものとされている。

ログラムを公開し、新規参入が実現した案件が見られている。

情報システムの契約額は、各府省庁の本府省庁が契約主体となる契約額のうち防衛省の物品役務（装備品含む。）に次いで多い調達経費²であり、その調達改善は、多くの府省庁が調達改善計画の中で掲げる課題となっている。

情報システム調達の改善に向けて、各府省庁は、発注情報の積極的発信、民間事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の工夫などに取り組んでいる（情報システム調達の改善に成果のあった取組事例は別添4参照）。各府省庁においては、個別の情報システムごとに、セキュリティを確保しつつ、その経緯や特性を踏まえ、計画的に、契約更新等の機会を捉えて適切に対処していくことが必要である。

デジタル・ガバメント実行計画（デジタル・ガバメント閣僚会議、平成30年1月16日決定、30年7月20日最終改定）では、「サービスの設計に当たっては、コストの適正化とサービスの向上を両立させるため、投資対効果の検証を十分に行う」とされている。

情報システムの調達に際して、情報システムの専門家としての府省CIO補佐官は、費用対効果の追求に向けて、引き続き、競争性向上・コスト削減についてその役割を発揮することが求められる。

一者応札の背景には、社会の変化や経済情勢の影響が見られるものの、各府省庁は、不断にその要因把握に努め、調達する案件ごとの特性に合わせて、発注側の工夫等によって一層の改善ができないか検討を行い、改善に向けた対応を行うことが求められている。案件ごとに、契約担当官等が、入札参加資格として定める等級を拡大したり、実績等を評価したりすることは、現行制度上可能であり、例えば、実績に優れた小規模事業者の参加促進のための工夫ができる。

一者応札の改善策に関して、歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘をとりまとめたものは別添5のとおりである。各府省庁においては、今後も具体の対応を進めることが求められる。

² 各府省庁の「平成30年度調達改善計画」における調達経費の内訳を単純集計。

＜平成 30 年度上半期における情報システム調達における一者応札の改善例＞

- 警察庁は、基幹システムの調達について、平成 25 年度の調達時にソフトウェアとハードウェアを同一の事業者から調達することになったため、30 年度上半期の契約の更新に向けて、府省 C I O 補佐官の助言を受けつつ、計画的な改善策を重ねて検討した結果、ソフトウェア及びハードウェアのそれぞれが複数応札となり、大幅なコスト削減が実現した。

※情報システム調達の改善に成果のあった取組事例は別添 4 参照

＜平成 30 年度上半期における一者応札の改善例＞

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の一般競争入札案件に対して外部有識者を含む審査を行っており、平成 30 年度上半期において、前年度一者応札の案件が 60 件（本省分 36 件、本省以外の部局分 24 件）解消し、削減効果は約 5 億 3,100 万円（本省分約 3 億 8,800 万円（▲18.2%）、本省以外の部局分約 1 億 4,300 万円（▲10.7%））となった。

※一者応札の改善事例は、別添 6 参照

（2）随意契約の改善

ア 競争性の向上のための取組

国の契約件数に占める競争性のない随意契約³の割合は、図表 3 のとおりであり、平成 29 年度は、一部府省庁で契約相手方が限定される土地賃貸借契約件数が増加したことなどから、競争性のない随意契約の割合が増加した。

図表 3：国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16	17	16	19

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

国の契約において、随意契約は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項等により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定的に採用される契約方式とされている。とりわけ、競争性のない随意

³ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

契約が締結される場合には、競争が働かないことによる価格の高止まりが生じる懸念があることに留意を要する。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表しているほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。また、潜在的な新規参入者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、特定の事業者との競争性のない随意契約によらざるを得ない案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載するなどの取組も見られる。

規制緩和や技術革新等により競争が可能となっている市場も見られることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。また、直ちに一般競争入札に移行することが困難な場合であっても、競争性のない随意契約の締結を機械的に継続することなく、公募の実施について、不断に検討することが求められる。

〈平成 30 年度上半期における随意契約の改善例〉

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 500 万円以上の随意契約案件に対して、競争性の向上等の観点から、外部有識者を含む審査を行っており、平成 30 年度上半期において、計 10 件（本省分 6 件、本省以外の部局分 4 件）を随意契約から一般競争入札に移行し、約 8,500 万円（本省分約 1,500 万円（▲2.5%）、本省以外の部局分約 7,000 万円（▲17.1%））の削減を実現した。

※随意契約の改善事例については、[別添 6](#)参照

なお、随意契約の改善に資する歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘は[別添 5](#)のとおりである。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、例えば、情報システムの調達に際して府省 C I O 補佐官の助言を得るなど、より適正な価格での調達を目指して、見積根拠の精査を行ってきている。見積根拠の精査に際しては、ノウハウのマニュアル化や、データベースによるコスト情報の管理・共有が必要である。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当である。

なお、国の契約はあくまで競争入札によることが原則であり、競争性のない随意契約とした案件についても、その適切性を不断に見直すことが

必要である。

〈平成 30 年度上半期におけるより適正な価格での調達に向けた改善例〉

- 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下「内閣官房等」という。）は、随意契約案件を対象に見積根拠の精査等を実施し、平成 30 年度上半期においては、計 280 件のうち 117 件（本省分 112 件、本省以外の部局分 5 件）について約 35 億 8,553 万円（本省分約 35 億 3,464 万円（当初提示額の▲9.0%）、本省以外の部局分約 5,089 万円（同▲15.7%））の削減効果があった。内閣官房等においては、見積根拠の精査手法等を記録し、同一案件の調達の際に活用できる体制を構築している。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができることとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、多くの府省庁がオープンカウンター方式⁴を導入しており、限られた事業者から見積書を徴取するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数見られる。地方支分部局等での取組促進のため、本府省庁が実施方法や対象案件を説明する研修等を行っている府省庁もある。

また、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった効率的な調達も進められている。

（3）調達の合理化に向けた取組

ア 共同調達・一括調達⁵の有効活用

（ア）本府省庁における共同調達

霞が関 6 グループで実施されている本府省庁における共同調達について、取組は概ね浸透している。

⁴ 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

⁵ 「一括調達の運用ルール」（平成 21 年 1 月 16 日各府省等申合せ、最終改定 25 年 1 月 29 日）等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現による調達価格の低減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。本報告では、一括調達を「同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うこと」、共同調達を「複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと」、両者を合わせて「共同調達等」と整理している。

(イ) 地方支分部局等における共同調達

全国 10 の財務省財務局等を中心に、各地域における各府省庁の地方支分部局等の共同調達について取組が進められており、平成 30 年度上半期においては、共同調達を推進するための勉強会が 9 の地域で計 13 回開催された。このうちいくつかの勉強会には、行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）からも職員が参加し、電力調達の共同調達・一括調達の一層の促進についても周知した。共同調達の成果を検証する勉強会もあり、府省庁を越えた連携のための議論が具体的に進められている。引き続き、勉強会における議論を踏まえ、各地域において府省庁を越えた連携が適切に機能していくことが期待される。

なお、勉強会は、共同調達の議論とともに、地方支分部局等ごとに行われている調達改善の取組の共有の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウ共有の機会として有効である。

(ウ) 共同調達・一括調達を実施する上での課題・留意点

共同調達・一括調達（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保⁶、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が極めて重要である。このため、各府省庁においては、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが求められる。また、各府省庁は、共同調達等の実施を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達等の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。検証は、共同調達の開始前のみならず、開始後においても行われ、効果を追求し続けることが重要である。これら効果検証等に資するためにも、各地域で進められている地方支分部局等の取組状況は本府省庁において把握され、効果のある方策や検証結果については、他の地域に共有されることが求められる（共同調達等の検証例については別添 7 参照）。

なお、共同調達の実施・継続については、事務負担の平準化に配慮がなされることも重要である。

⁶ ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かない事例が存在することに留意を要する。

〈平成 30 年度上半期における共同調達等の改善例〉

- 法務省は、全地方支分部局等において共同調達等を実施しており、平成 30 年度上半期においては、新規 51 件を含む 721 件のうち、前年度との費用比較が可能な 202 件で、合計約 9,294 万円（▲6.3%）の調達費用が削減された。

※ 共同調達等の実施に関するその他の取組事例については、[別添 6](#) 参照

イ 電力調達・ガス調達に関する取組

電力調達に関する取組については、平成 28 年 4 月からの完全自由化を受けて、28 年度調達改善計画から全府省庁共通の取組とし、各府省庁の行う電力調達は、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることを原則として推進してきている。これによって、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行する取組のほか、既に一般競争入札をしていたものについて競争性の向上を図る取組が進んだ。具体的には、電力需要をまとめることで競争性や経済性が高まる場合には、共同調達等が検討されており、30 年度上半期も引き続き、建物を越えて、電力需要を一括調達し、競争性向上とコスト削減を実現した事例が複数⁷見られた。入札情報の周知、十分な公告期間の確保、開札から供給開始までの準備期間の十分な確保により、一者応札解消・コスト削減が実現した事例も見られている。電力の調達改善については、多くの事例で 1 割以上のコスト削減となっている。

ガス調達についても、平成 29 年 4 月からの小売市場の完全自由化を受け、全府省庁共通の取組としたところであり、ガス小売市場への新規参入状況に地域差がある中であって、調達改善事例が見られつつある。

〈平成 30 年度上半期における電力調達・ガス調達の改善例〉

- 警察庁、法務省、農林水産省、国土交通省は、従来、地方庁舎ごとに随意契約していた電力調達を、複数庁舎分まとめて一括調達とし、一般競争入札に移行するなどの取組を進めており、多くの事例で 1 割以上のコスト削減効果が生じた。
- 法務省は、電力の共同調達等の推進に取り組み、省全体で計約 3 億 4,264 万円（▲12.6%）の費用が削減された。

また、ガス調達について、事業者からのヒアリング等、一者応札解消に向けた取組を行い、31 官署で一般競争入札を実施した。この結果、計約 2,253 万円（▲6.4%）（前年度との費用比較が可能な 24 件。そのうち 14 件は一般競争入札へ移行した契約であり、計約 1,512 万円（▲17.3%）の費用が削減された。

⁷ 電力調達をまとめる際には、競争性の向上やコスト削減の観点から、電力供給者の供給地域の確認、電圧区分や使用量に応じた工夫等を要することに留意を要する。

ウ 国庫債務負担行為の活用

各府省庁は、情報システムの調達、公共工事等について、契約の内容に応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用している。平成 30 年度においても、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながった案件が見られた。

エ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果が見られる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。なお、ペーパーレス化による経費削減事例も見られ、デジタル・ガバメント等の推進の中、今後一層の進捗が期待できる。

〈平成 30 年度上半期におけるオフィス関連調達の合理化に関する取組例〉

- 経済産業省は、審議会や研究会の配布資料の原則ペーパーレス化を実施し、コピー使用枚数は▲65%（平成 23 年度上半期比）となっている。
- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、13 の地方支分部局等（前年度比 1 官署増）において、プリンタ、コピー機、FAX 等の出力機器を集約するMPS（マネージド・プリント・サービス）を導入し、MPSの導入前と比較して、累計で約 11 億円（▲56%）の経費削減が図られた。
- 農林水産省は、地方支分部局等 14 機関において、公用携帯電話の利用実績を分析し、回線数を見直し、通信量に見合った電話料金プランへの変更を行った。その結果、平成 30 年度上半期と前年度における支払実績を比較して、約 152 万円（▲12.6%）の経費削減が図られた。

4 調達改善のためのマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善のためのマネジメントを強化する必要がある。

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

各府省庁は、契約ごとに、事業者の資格要件や選定方法、適正な価格、随意契約（企画競争等も含む脚注 3 のとおり。）とする場合の理由等について十分に審査を行うこととなっている。各府省庁は、これらの審査プロセスを十分に機能させ、調達改善に活かすことが有効である。

ア 一者応札等の改善に向けた審査・管理の実質的強化

一者応札の改善については、平成 28 年度から共通的な取組に位置付けてきており、その事前・事後の審査体制は全府省庁において整備され、個別案件の経緯や特性に応じた審査が行われている。例えば、30 年度調達改善計画においては、契約監視委員会等で得られた改善策がどのような成果を得たのかを再度同委員会等に報告することを盛り込む府省庁が見られるなど、同委員会等を一層活用する取組に進捗が見られる。

各府省庁においては、今後も、契約監視委員会等を十分有効に活用し、個別案件の審査強化を図り、一者応札の解消に向けた対応を着実に重ねていくことが求められている。そして、成果が得られれば、具体の事例やそのノウハウについて、各府省庁内において有効活用できるよう、速やかに共有されることも求められる。

全ての府省庁は、契約監視委員会等における一者応札改善のための審査に資するため、一者応札となった要因について把握すべく事業者アンケート等を実施し、要因分析に努めている。要因分析の程度については、バラつきが見られるところであるが、一部府省庁では、調達改善の取組の一環として、一者応札となった個別案件及び要因についての一覧を公表する取組が行われている。外部有識者を含む契約監視委員会等において、一者応札の契約について積極的に取り上げられているところであるが、効果的な審査に資する分析等の充実も求められる。

一者応札等が複数回継続する案件の中には、調達先の安定的な確保が課題となっているものもあり、案件の個別の特性に応じた検討が必要となる。課題を抱えた個別案件を改善していくためには、今後とも、審査・管理が確実かつ効果的に実施されるよう、その実質的な強化が求められる。

〈平成 30 年度上半期における審査・管理の充実例〉

- 外務省及び国土交通省は、一者応札となった案件ごとにその要因を分析・把握し、ウェブサイトでその分析結果を公表した。
- 財務省は、本省庁及び地方支分部局に対して、入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、講じた措置を同委員会へ報告する体制を整備した。
- 法務省は、類似契約の一者応札の解消に資するよう、本省及び地方支分部局等が調達した案件の類型ごとの一者応札の主な原因を調査するとともに、改善事例を共有する取組を行った。

イ より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進

各府省庁は、調達ごとに、より適正な価格での調達に向けた取組を行っている。例えば、大量生産品については、インターネットを利用して、容易に、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックできることから、平成 30 年度においては、ほとんどの府省庁で当該チェックの徹底が計画として掲げられ、その定着が図られている。事業者からの見積りに基づき調達する場合においても、見積根拠（物品価格、人件費、量など）の精査が行われている。しかしながら、そのノウハウ蓄積程度にはバラつきがみられ、今後一層費用対効果の高い調達を進めていく上で、更なるノウハウ蓄積とチェック力の向上が期待される。

(2) 調達改善に資する研修・情報共有の実施・人事評価への反映

各府省庁における調達改善に資する研修等の取組を見ると、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁も見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。この点、例えば、情報システムに関しては、府省 C I O 補佐官等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も見られる。費用対効果の高い調達を実践できる人材育成に当たっては、民間のノウハウ等も積極的に取り入れ、適正価格の追求に資する知見を深化させていく研修等を実施していくことが望ましい。調達改善に関する知見の共有のために、内部監査の機会を活用している府省庁もある。引き続き、全府省庁で、機会を捉えて調達改善の取組に関する情報共有を効率的・効果的に行うための方法について検討されることが望ましい。

また、本府省庁と地方支分部局等の間、地方支分部局等の間で取組に差が見られることから、各府省庁は、地方支分部局等の調達改善担当者に対して、本府省庁や他の地方支分部局等でのベストプラクティスを浸透させるための研修、情報共有等を実施することが適当である。

平成 30 年度においても、複数の府省庁が人事評価への反映に関する自己評価を行ったところであるが、調達改善の取組が不断に行われるよう、人事評価が適切に行われることが必要である。

〈平成 30 年度上半期における人材育成・情報共有の取組例〉

- 財務省は、情報システム調達の実務担当者に対して、情報システムの高度な知識と豊富な経験を有する契約専門官による情報システムの予定価格の積算方法を含む講習会を開催した。

5 総括

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ創意工夫を行い、不斷に取組を強化していくことが求められる。各府省庁及び事務局は、調達の更なる改善を実現するために、以下のとおり取組を行っていくことが必要である。

(1) 各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化

一者応札の改善については、個別案件ごとにその特性等を踏まえて、具体的かつ真摯な審査が行われることが効果的である。複数回一者応札が継続する案件が、確実に審査に取り上げられるための管理強化も必要である。各府省庁は、整備した審査・管理体制をより有効に活用し、機能させることが求められている。

各府省庁においては、審査の過程で得られた改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。改善策を講じて一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。そのために、少なくとも、契約監視委員会等によって得られた改善策がどのような成果を得たのか、再度同委員会等に報告することが必要である。成果を得たケースのノウハウは、府省庁内で速やかに類似事例の改善に活用でき、改善に至らなかったケースは再審査によって更なる対応につなげることができる。なお、各府省庁において求められる審査・管理の強化とは、形式的な審査を何度も行うことや屋上屋を架す形で組織を増設することではなく、課題解決に向けて、真に有効な審査方法や内容を実質的に充実・強化させることである。

各府省庁においては、調達改善の重要性に鑑みて、このような調達改善に向けた不斷の取組が人事評価に適切に反映され、そのモチベーションの維持を図ることが重要である。事務局においては、引き続き、個別案件のヒアリング等を行うほか、個別案件の審査・管理の状況を確認していくことが求められる。

(2) 実践的ノウハウ共有の強化

各府省庁において、個別案件の審査等から得られた各種の知見や有効な改善策及び本府省庁や地方支分部局等のベストプラクティスについて、府省庁内の類似事例の改善に活用するために、地方支分部局等を含む府省庁全体への周知を工夫した上で情報共有等を一層積極的に行うことが求められる。

地方においては、各財務局を中心とした共同調達に関する勉強会が平成30年度上半期中計13回開催された。共同調達に向けて、幹事の決定や仕様書の擦り合わせ、共同調達が有効な品目やその規模の検証等、引き続き、検討が重ねられている。特に、電力調達については、小規模調達をまとめて一般競争入札にかけることで競争性向上とコスト削減効果が得られることから、積極的に地方支分部局等における共同調達等の検討対象とすることが適当である。さらに、地方における勉強会が、共同調達だけをテーマにすることにとどまらない、府省庁を越えた調達改善全般に関するノウハウの共有の機会として捉えられ、活用されることも重要である。

事務局は、ノウハウ共有の一環として、勉強会の内容や資料の公表を実施し、また、多くの府省庁が調達改善の計画に盛り込んでいる情報システムに関しても、成果の得られた調達改善の取組事例を今回公表したところである（別添4参照）。平成30年度上半期には事務局職員を複数の府省庁の調達改善の研修の場に講師として派遣し、具体的な調達改善事例の紹介等も行った。

事務局は、今後も、調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有するため、全府省庁の調達実務担当者を対象とする勉強会を開催することが求められる。また、各府省庁の会計研修等に講師として赴き、調達改善に関する情報共有等の機会を得ることも継続すべきである。事務局が開催する今後の勉強会のテーマとしては、例えば、発注情報の積極的発信、見積精査、オフィス関連調達の合理化等が考えられる。情報システム調達については、政府CIO補佐官の協力を得て実施することも効果的である。また、各地方支分部局等におけるノウハウの共有（共同調達を含む。）の機会に際しても、必要に応じ事務局が参加をし、情報共有や検証に係る支援等の役割を果たすことが適当である。

国の調達に係る契約金額(平成29年度)

別添1

(単位:億円)

合計 83,490	公共工事等 33,228		物品役務等 50,262		
	←本省 791	地方支分部局等 32,437	本省 31,788	地方支分部局等 18,474	
国土交通省 29,151	24,571		4,581		
防衛省 28,782	2,850	25,932			
農林水産省 5,534	1,585		3,949		
環境省 5,111	2,730		2,381		
厚生労働省 3,378	← 46	3,331			
経済産業省 2,550	← 1	2,548			
内閣官房等 1,697	561		1,136		
財務省 1,600	120	1,479			
法務省 1,409	417		992		
総務省 1,098	← 0	1,098			
その他 3,181	文部科学省 1,046 警察庁 966 外務省 389	最高裁判所 322 復興庁 119 衆議院 65	国立国会図書館 63 金融庁 44 人事院 44	宮内庁 39 参議院 32 会計検査院 27	個人情報保護委員会 9 消費者庁 9 公正取引委員会 6

注 契約金額は平成29年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

国の調達に係る契約種別

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約					
		件数	割合	金額	割合	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣官房等	(平成27年度)	1,513	62%	1,109	55%	915	38%	903	45%	248	10%	227	11%	667	27%	676	34%	2,428	2,012
	(平成28年度)	1,610	61%	1,274	58%	1,040	39%	912	42%	270	10%	387	18%	770	29%	525	24%	2,650	2,186
	(平成29年度)	1,532	63%	842	50%	917	37%	854	50%	202	8%	175	10%	715	29%	679	40%	2,449	1,697
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(平成27年度)	223	59%	32	65%	154	41%	17	35%	52	14%	7	15%	102	27%	10	20%	377	48
	(平成28年度)	228	60%	40	72%	154	40%	16	28%	42	11%	7	12%	112	29%	9	16%	382	56
	(平成29年度)	227	69%	27	69%	104	31%	12	31%	37	11%	6	15%	67	20%	6	16%	331	39
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成27年度)	51	69%	3	69%	23	31%	2	31%	3	4%	0	9%	20	27%	1	23%	74	5
	(平成28年度)	44	56%	2	39%	34	44%	2	61%	6	8%	1	20%	28	36%	2	41%	78	4
	(平成29年度)	87	72%	4	69%	34	28%	2	31%	11	9%	0	7%	23	19%	1	24%	121	6
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成27年度)	1,912	66%	303	66%	1,007	34%	154	34%	409	14%	73	16%	598	20%	81	18%	2,919	457
	(平成28年度)	2,060	66%	369	68%	1,059	34%	176	32%	398	13%	72	13%	661	21%	104	19%	3,119	545
	(平成29年度)	1,899	66%	661	68%	962	34%	306	32%	372	13%	152	16%	590	21%	153	16%	2,861	966
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(平成27年度)	7	78%	1	59%	2	22%	1	41%	0	0%	0	0%	2	22%	1	41%	9	1
	(平成28年度)	22	67%	13	88%	11	33%	2	12%	1	3%	0	0%	10	30%	2	12%	33	14
	(平成29年度)	26	70%	6	64%	11	30%	3	36%	0	0%	0	0%	11	30%	3	36%	37	9
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	(平成27年度)	113	55%	19	64%	93	45%	11	36%	43	21%	5	18%	50	24%	5	18%	206	30
	(平成28年度)	99	47%	23	41%	111	53%	33	59%	60	29%	28	50%	51	24%	5	9%	210	57
	(平成29年度)	97	46%	19	44%	112	54%	24	56%	59	28%	20	46%	53	25%	5	10%	209	44
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成27年度)	51	57%	5	29%	38	43%	12	71%	7	8%	1	5%	31	35%	11	66%	89	16
	(平成28年度)	66	71%	9	69%	27	29%	4	31%	6	6%	1	5%	21	23%	3	26%	93	13
	(平成29年度)	72	68%	5	57%	34	32%	4	43%	7	7%	1	8%	27	25%	3	35%	106	9
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成27年度)	30	9%	9	9%	296	91%	96	91%	99	30%	10	9%	197	60%	86	82%	326	105
	(平成28年度)	35	13%	11	9%	244	87%	109	91%	24	9%	9	7%	220	79%	101	83%	279	121
	(平成29年度)	41	14%	12	10%	242	86%	107	90%	39	14%	13	11%	203	72%	94	79%	283	119
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成27年度)	933	53%	503	66%	816	47%	259	34%	647	37%	189	25%	169	10%	70	9%	1,749	762
	(平成28年度)	946	56%	662	63%	758	44%	385	37%	596	35%	257	25%	162	10%	128	12%	1,704	1,047
	(平成29年度)	987	55%	702	64%	812	45%	396	36%	599	33%	208	19%	213	12%	188	17%	1,799	1,098
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成27年度)	5,321	80%	829	76%	1,322	20%	262	24%	168	3%	76	7%	1,154	17%	186	17%	6,643	1,091
	(平成28年度)	5,713	80%	1,328	84%	1,389	20%	248	16%	210	3%	48	3%	1,179	17%	200	13%	7,102	1,576
	(平成29年度)	5,176	79%	1,124	80%	1,379	21%	285	20%	186	3%	50	4%	1,193	18%	236	17%	6,555	1,409
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成27年度)	483	36%	52	9%	843	64%	546	91%	284	21%	229	38%	559	42%	317	53%	1,326	598
	(平成28年度)	334	28%	59	13%	849	72%	384	87%	260	22%	82	18%	589	50%	302	68%	1,183	443
	(平成29年度)	297	30%	82	21%	689	70%	307	79%	172	17%	52	13%	517	52%	255	65%	986	389
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成27年度)	4,059	62%	1,137	56%	2,533	38%	894	44%	1,742	26%	380	19%	791	12%	514	25%	6,592	2,031
	(平成28年度)	3,933	59%	881	53%	2,730	41%	769	47%	1,878	28%	366	22%	852	13%	403	24%	6,663	1,650
	(平成29年度)	4,007	61%	925	58%	2,610	39%	675	42%	1,817	27%	191	12%	793	12%	483	30%	6,617	1,600
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	件数	金額	割合	割合	件数	金額	割合	割合	件数	金額	割合	割合				
文部科学省	(平成27年度)	472	13%	138	14%	3,083	87%	869	86%	2,620	74%	443	44%	463	13%	425	42%	3,555	1,007
	(平成28年度)	503	14%	363	29%	3,042	86%	873	71%	2,565	72%	451	37%	477	13%	421	34%	3,545	1,236
	(平成29年度)	461	14%	186	18%	2,922	86%	860	82%	2,502	74%	416	40%	420	12%	444	42%	3,383	1,046
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成27年度)	4,268	58%	935	37%	3,076	42%	1,576	63%	767	10%	461	18%	2,309	31%	1,115	44%	7,344	2,511
	(平成28年度)	4,312	60%	918	39%	2,907	40%	1,430	61%	663	9%	321	14%	2,244	31%	1,108	47%	7,219	2,348
	(平成29年度)	4,696	64%	1,285	38%	2,623	36%	2,093	62%	364	5%	157	5%	2,259	31%	1,936	57%	7,319	3,378
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成27年度)	10,139	83%	5,686	93%	2,140	17%	401	7%	1,124	9%	280	5%	1,016	8%	122	2%	12,279	6,088
	(平成28年度)	10,080	82%	5,346	94%	2,161	18%	368	6%	1,081	9%	252	4%	1,080	9%	117	2%	12,241	5,714
	(平成29年度)	9,560	82%	5,188	94%	2,122	18%	345	6%	1,059	9%	236	4%	1,063	9%	109	2%	11,682	5,534
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成27年度)	1,193	53%	744	39%	1,076	47%	1,153	61%	520	23%	563	30%	556	25%	589	31%	2,269	1,897
	(平成28年度)	1,199	53%	643	30%	1,053	47%	1,484	70%	603	27%	1,110	52%	450	20%	375	18%	2,252	2,128
	(平成29年度)	1,157	50%	913	36%	1,141	50%	1,637	64%	546	24%	1,009	40%	595	26%	628	25%	2,298	2,550
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成27年度)	32,354	75%	23,026	88%	10,771	25%	3,047	12%	5,601	13%	1,665	6%	5,170	12%	1,382	5%	43,125	26,073
	(平成28年度)	33,776	75%	26,229	85%	11,553	25%	4,554	15%	5,463	12%	1,615	5%	6,090	13%	2,939	10%	45,329	30,784
	(平成29年度)	31,997	75%	25,224	87%	10,631	25%	3,928	13%	5,501	13%	2,054	7%	5,130	12%	1,873	6%	42,628	29,151
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成27年度)	1,854	59%	2,330	59%	1,300	41%	1,649	41%	545	17%	391	10%	755	24%	1,258	32%	3,154	3,980
	(平成28年度)	1,837	57%	2,166	47%	1,385	43%	2,414	53%	460	14%	384	8%	925	29%	2,030	44%	3,222	4,580
	(平成29年度)	1,872	61%	3,623	71%	1,219	39%	1,488	29%	402	13%	927	18%	817	26%	561	11%	3,091	5,111
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成27年度)	16,549	43%	5,888	19%	21,790	57%	24,493	81%	13,957	36%	7,943	26%	7,833	20%	16,550	54%	38,339	30,381
	(平成28年度)	22,949	52%	4,956	17%	20,850	48%	24,364	83%	14,744	34%	8,787	30%	6,106	14%	15,577	53%	43,799	29,320
	(平成29年度)	18,516	43%	5,533	19%	24,099	57%	23,250	81%	13,639	32%	8,198	28%	10,460	25%	15,051	52%	42,615	28,782
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成27年度)	1,658	61%	295	68%	1,071	39%	139	32%	184	7%	18	4%	887	33%	121	28%	2,729	435
	(平成28年度)	1,646	59%	310	66%	1,137	41%	159	34%	204	7%	30	6%	933	34%	129	28%	2,783	469
	(平成29年度)	1,805	63%	378	68%	1,071	37%	176	32%	193	7%	40	7%	878	31%	136	25%	2,876	553
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成27年度)	83,183	61%	43,045	54%	52,349	39%	36,483	46%	29,020	21%	12,962	16%	23,329	17%	23,521	30%	135,532	79,528
	(平成28年度)	91,392	64%	45,603	54%	52,494	36%	38,685	46%	29,534	21%	14,207	17%	22,960	16%	24,480	29%	143,886	84,290
	(平成29年度)	84,486	61%	46,739	56%	53,734	39%	36,748	44%	27,707	20%	13,906	17%	26,027	19%	22,845	27%	138,246	83,490
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院、参議院、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況

(単位：件、億円)

府庁省名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合(A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合(C/D)		競争契約に占める一者応札割合((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合((A+C)/E)		全契約(E)		
	1者(A)		2者以上		合計(B)		件数	金額	1者(C)		2者以上		合計(D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数(注1)	金額(注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額									件数
内閣官房等	(平成27年度)	488	395	818	661	1,306	1,057	37%	37%	41	11	166	42	207	53	20%	20%	35%	37%	22%	20%	2,428	2,012
	(平成28年度)	535	360	872	857	1,407	1,217	38%	30%	26	7	177	50	203	57	13%	12%	35%	29%	21%	17%	2,650	2,186
	(平成29年度)	484	224	844	564	1,328	788	36%	28%	43	10	161	44	204	54	21%	18%	34%	28%	22%	14%	2,449	1,697
宮内庁	(平成27年度)	35	3	109	13	144	16	24%	19%	0	0	79	15	79	15	0%	0%	16%	10%	9%	6%	377	48
	(平成28年度)	28	10	126	17	154	27	18%	36%	0	0	74	13	74	13	0%	0%	12%	24%	7%	17%	382	56
	(平成29年度)	26	2	131	18	157	20	17%	9%	0	0	70	7	70	7	0%	0%	11%	7%	8%	5%	331	39
公正取引委員会	(平成27年度)	3	0	48	3	51	3	6%	4%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	6%	4%	4%	3%	74	5
	(平成28年度)	2	0	42	1	44	2	5%	6%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	5%	6%	3%	2%	78	4
	(平成29年度)	23	2	64	2	87	4	26%	56%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	56%	19%	38%	121	6
警察庁	(平成27年度)	449	71	1,344	208	1,793	278	25%	25%	1	1	118	24	119	25	1%	3%	24%	24%	15%	16%	2,919	457
	(平成28年度)	524	119	1,405	217	1,929	336	27%	35%	2	0	129	32	131	33	2%	1%	26%	32%	17%	22%	3,119	545
	(平成29年度)	510	302	1,312	346	1,822	647	28%	47%	3	0	76	13	79	14	4%	4%	27%	46%	18%	31%	2,861	966
個人情報保護委員会	(平成27年度)	2	0	5	1	7	1	29%	20%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	20%	22%	12%	9	1
	(平成28年度)	8	6	14	7	22	13	36%	46%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	46%	24%	41%	33	14
	(平成29年度)	8	2	18	4	26	6	31%	28%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	28%	22%	18%	37	9
金融庁	(平成27年度)	41	13	72	6	113	19	36%	67%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	67%	20%	43%	206	30
	(平成28年度)	39	17	60	6	99	23	39%	72%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	72%	19%	29%	210	57
	(平成29年度)	28	9	69	10	97	19	29%	48%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	29%	48%	13%	21%	209	44
消費者庁	(平成27年度)	12	2	39	2	51	5	24%	48%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	48%	13%	14%	89	16
	(平成28年度)	17	2	49	7	66	9	26%	26%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	26%	26%	18%	18%	93	13
	(平成29年度)	17	2	55	4	72	5	24%	30%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	24%	30%	16%	17%	106	9
復興庁	(平成27年度)	11	5	19	4	30	9	37%	59%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	37%	59%	3%	5%	326	105
	(平成28年度)	6	4	29	8	35	11	17%	32%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	17%	32%	2%	3%	279	121
	(平成29年度)	11	5	30	7	41	12	27%	41%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	27%	41%	4%	4%	283	119
総務省	(平成27年度)	340	226	593	277	933	503	36%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	45%	19%	30%	1,749	762
	(平成28年度)	368	504	578	158	946	662	39%	76%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	39%	76%	22%	48%	1,704	1,047
	(平成29年度)	367	533	620	169	987	702	37%	76%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	37%	76%	20%	49%	1,799	1,098
法務省	(平成27年度)	827	438	4,488	380	5,315	819	16%	54%	0	0	6	10	6	10	0%	0%	16%	53%	12%	40%	6,643	1,091
	(平成28年度)	929	347	4,770	979	5,699	1,327	16%	26%	1	0	13	1	14	1	7%	2%	16%	26%	13%	22%	7,102	1,576
	(平成29年度)	846	416	4,323	705	5,169	1,122	16%	37%	0	0	7	2	7	2	0%	0%	16%	37%	13%	30%	6,555	1,409
外務省	(平成27年度)	230	22	213	28	443	51	52%	44%	0	0	40	1	40	1	0%	0%	48%	43%	17%	4%	1,326	598
	(平成28年度)	98	29	214	27	312	56	31%	52%	0	0	22	4	22	4	0%	0%	29%	49%	8%	7%	1,183	443
	(平成29年度)	98	36	175	21	273	58	36%	63%	0	0	24	25	24	25	0%	0%	33%	44%	10%	9%	986	389
財務省	(平成27年度)	776	718	3,283	420	4,059	1,137	19%	63%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	19%	63%	12%	35%	6,592	2,031
	(平成28年度)	778	392	3,155	489	3,933	881	20%	44%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	20%	44%	12%	24%	6,663	1,650
	(平成29年度)	744	417	3,263	508	4,007	925	19%	45%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	19%	45%	11%	26%	6,617	1,600
文科科学省	(平成27年度)	194	55	278	83	472	138	41%	40%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	41%	40%	5%	5%	3,555	1,007
	(平成28年度)	217	96	286	268	503	363	43%	26%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	43%	26%	6%	8%	3,545	1,236
	(平成29年度)	216	56	245	130	461	186	47%	30%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	47%	30%	6%	5%	3,383	1,046
厚生労働省	(平成27年度)	1,298	465	2,970	470	4,268	935	30%	50%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	30%	50%	18%	19%	7,344	2,511
	(平成28年度)	1,332	600	2,980	318	4,312	918	31%	65%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	65%	18%	26%	7,219	2,348
	(平成29年度)	1,587	739	3,109	546	4,696	1,285	34%	58%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	34%	58%	22%	22%	7,319	3,378
農林水産省	(平成27年度)	2,513	527	6,600	2,876	9,113	3,404	28%	15%	0	0	1,026	2,283	1,026	2,283	0%	0%	25%	9%	20%	9%	12,279	6,088
	(平成28年度)	2,694	532	6,382	2,808	9,076	3,340	30%	16%	21	50	983	1,957	1,004	2,006	2%	2%	27%	11%	22%	10%	12,241	5,714
	(平成29年度)	2,630	619	5,957	2,389	8,587	3,008	31%	21%	1	11	972	2,169	973	2,180	0%	1%	28%	12%	23%	11%	11,682	5,534

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合 (A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合 (C/D)		競争契約に占める一者応札割合 ((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合 ((A+C)/E)		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		件数	金額	1者 (C)		2者以上		合計 (D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額									件数
経済産業省	(平成27年度)	431	488	762	256	1,193	744	36%	66%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	66%	19%	26%	2,269	1,897
	(平成28年度)	372	458	827	186	1,199	643	31%	71%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	71%	17%	22%	2,252	2,128
	(平成29年度)	295	718	862	195	1,157	913	25%	79%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	25%	79%	13%	28%	2,298	2,550
国土交通省	(平成27年度)	9,374	4,710	15,895	16,766	25,269	21,476	37%	22%	363	109	6,722	1,440	7,085	1,549	5%	7%	30%	21%	23%	18%	43,125	26,073
	(平成28年度)	9,550	4,902	16,850	19,668	26,400	24,570	36%	20%	366	109	7,010	1,551	7,376	1,660	5%	7%	29%	19%	22%	16%	45,329	30,784
	(平成29年度)	9,691	5,180	15,136	18,308	24,827	23,488	39%	22%	435	184	6,735	1,552	7,170	1,736	6%	11%	32%	21%	24%	18%	42,628	29,151
環境省	(平成27年度)	1,023	1,568	788	758	1,811	2,326	56%	67%	21	3	22	2	43	4	49%	56%	56%	67%	33%	39%	3,154	3,980
	(平成28年度)	1,018	1,077	747	1,081	1,765	2,158	58%	50%	33	5	39	3	72	8	46%	65%	57%	50%	33%	24%	3,222	4,580
	(平成29年度)	1,001	795	817	2,822	1,818	3,617	55%	22%	22	3	32	2	54	6	41%	62%	55%	22%	33%	16%	3,091	5,111
防衛省	(平成27年度)	4,226	1,533	11,736	3,845	15,962	5,378	26%	28%	7	2	580	508	587	510	1%	0%	26%	26%	11%	5%	38,339	30,381
	(平成28年度)	4,965	1,111	17,215	3,292	22,180	4,403	22%	25%	1	1	788	553	769	553	0%	0%	22%	22%	11%	4%	43,799	29,320
	(平成29年度)	5,082	1,654	12,427	3,664	17,509	5,318	29%	31%	0	0	1,007	214	1,007	214	0%	0%	27%	30%	12%	6%	42,615	28,782
その他 (注2)	(平成27年度)	380	99	1,256	193	1,636	293	23%	34%	0	0	22	3	22	3	0%	0%	23%	34%	14%	23%	2,729	435
	(平成28年度)	430	84	1,202	224	1,632	308	26%	27%	1	0	13	2	14	2	7%	10%	26%	27%	15%	18%	2,783	469
	(平成29年度)	437	136	1,350	240	1,787	376	24%	36%	0	0	18	2	18	2	0%	0%	24%	36%	15%	25%	2,876	553
合計	(平成27年度)	22,653	11,341	51,316	27,251	73,969	38,591	31%	29%	433	125	8,781	4,328	9,214	4,453	5%	3%	28%	27%	17%	14%	135,532	79,528
	(平成28年度)	23,910	10,648	57,803	30,618	81,713	41,266	29%	26%	451	172	9,228	4,165	9,679	4,337	5%	4%	27%	24%	17%	13%	143,886	84,290
	(平成29年度)	24,101	11,848	50,807	30,652	74,908	42,500	32%	28%	504	209	9,102	4,030	9,606	4,239	5%	5%	29%	26%	18%	14%	138,246	83,490

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院、参議院、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：内閣官房調査

情報システム調達改善(一者応札解消等)に成果のあった取組事例

【一般競争入札方式の場合】

発注情報の積極的発信等

- 過去受注実績のある事業者及び下請事業者、「資料提供招請や意見招請」(※)に参加した実績のある事業者を把握。発注情報はそれら事業者を含め積極的に周知。

※ 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成29年4月11日 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室・総務省行政管理局)上、調達案件の予定価格が80万SDR以上となるなどの場合に実施することとなっている手続。資料提供招請は、政府情報システムの整備及び管理並びにこれらに伴うサービス・業務改革に関し、企業から情報の提供を求めることを、意見招請は、入札公告に先立って、調達の仕様書案について企業から仕様書案への意見を求めることを指す。

- 入札説明会を実施し、事業者の質問等に応じ、仕様書に書ききれない詳細事項について具体的に説明。
- 公告の前倒し、十分な公告期間・履行期間の確保。
- 仕様書とは別に、システムの概要や業務量を分かりやすく把握できる資料を公開。
- セキュリティに配慮した上で現行情報システムのプログラムを公開。

民間事業者からの意見等の収集・反映

- 意見招請を実施した際、事業者からあった質問や確認部分について、明確に分かるよう仕様書を修正。
- 仕様書を手にしたが入札参加しなかった事業者(例えば、政府電子調達システムGEPSで仕様書をダウンロードした事業者の把握が可能)から、不参加理由を聴取し、仕様書の改善に反映。

参加者要件・調達単位の工夫

- 常駐技術者資格として、一定の資格と実務経験の両方を求めるのではなく、いずれかを求めるものに変更したり、事業者や責任者に対して求める実績要件を変更。
- システム調達仕様書作成支援業務の資格要件からISO9001認証取得要件を削除。
- 小規模事業者を含めた複数の事業者による競争が期待できるような規模に調達単位を設定。

ソフトウェアとハードウェアのオープン化

- セキュリティを確保した上で、ソフトウェアとハードウェアを別の事業者から調達するようにした結果、ハードウェアの調達において、複数者応札となりコストダウンが実現。
- ハードウェア提供事業者とプログラム開発事業者が異なる場合に情報システムの支障が生じた場合の責任の明確化や協議のための調整を発注者が実施。その旨入札説明会で明示。
- ソフトウェアの著作権が発注者側に帰属する仕様書の作成。

【随意契約の場合】

- ハードウェアについて、再リース契約することでコストダウンを実施。
- 見積精査にあたっては、調達コストに関する蓄積されたデータを活用。
- 府省CIO補佐官の助言を得て、機器更改時に、サーバの集約・統合を行うことで運用経費を削減。

複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革WG委員からの指摘は以下のとおり。

●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示・引継	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務(研究・調査を含む)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。 ・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。 ・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。 ・システムの運用・保守については、引継が円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮した上で可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに見直す。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検討する。
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。 ・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。
発注単位(地域)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。 ・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案する。 ・情報システムに関しては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな業者が新規参入可能なのか調査する。
調達スケジュールの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期間・時期を平準化するために、調達スケジュールの調整を行う。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能業者がないのかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの見積根拠を精査する際には、企業へ工数逓減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

各府省庁における調達改善の主な取組

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等※】</p> <p>○ 平成 29 年度一者応札案件（30 年度も継続のもの）139 件のうち、26 件が複数者応札となった。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 宮内庁契約監視委員会から意見のあった応札者を増やすための取組として、公平性に配慮して、技術的な資格及び類似案件の契約履行実績を有する事業者に対して入札案内を行ったところ、前年度一者応札であった 5 件が複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 仕様の見直し、入札関連情報の周知等の取組の結果、本庁で 11 件、地方で 33 件の一者応札が解消したほか、多くの案件で応札者の増加が見られた。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては 141 件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を 18 部局において実施した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札であった 5 件を対象として一者応札の要因等を開札後に検証した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 一者応札となった案件について、入札説明会に参加したものの入札に参加しなかった事業者に対して、担当部局等が理由を聴取するとともに、次回の調達で改善を図るため仕様書の検証を実施した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 総務課から入札実施担当課に対して事務連絡を発出し、入札実施担当課による入札に参加しなかった事業者へのヒアリングを実施した。</p>

※ 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府をいう。以下別添 6 において同じ。

【復興庁】

- 前年度一者応札となった契約については、一者応札の改善に向けて入札・契約手続審査委員会において資格要件等に関する調達前の審査を行った。
- 前年度の入札等監視委員会で審議された一者応札案件について、今年度に開催した同委員会において直近の契約における応札状況等を報告した。
- 今年度一者応札となった契約については、仕様書を取得したものの入札に参加しなかった事業者に対して、ヒアリングを実施し、今後の一者応札の改善策を検討した。

【総務省】

- 一般競争入札の予定価格 1,500 万円以上の総合評価落札方式案件と、企画競争及び公募の案件は公告期間 20 日間以上の確保に努めるとともに、前年度調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、30 日間以上の公告期間の確保に努めた。
- 調査・調査研究経費に係る調達においては、早期の契約締結に努め、準備期間及び執行期間の確保に努めている。年間の調達計画について、年度当初にウェブサイトでご公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図っている。前年度調達案件について、総務省契約監視会の指摘を踏まえ、特に地方支分部局に対し、競争性が確保できるよう、契約の分割等を検討するよう指示した。

【法務省】

- 一者応札となっている案件について、個別にその要因分析を行った上で、調達の情報提供の充実、公告期間の十分な確保、業者からのヒアリング、仕様の検討・明確化等の取組を実施した。その結果、108 件について一者応札が解消され、一者応札解消前の費用と比較が可能な 46 件で、約 1 億 745 万円（▲21.4%）の削減効果があった。

【外務省】

- 一者応札となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、19 件において、複数者応札となった。

【財務省】

- 入札不参加者へのアンケート調査等で把握した意見を活用して仕様等を見直すなどしたところ、15 件について一者応札が改善した。うち、情報システム調達においては、2 件で一者応札が改善し、そのうちの 1 件では約 584 万円（▲19.7%）のコスト削減となった。
- 入札等監視委員会において、応札者又は応募者が一者しかいないなどの契約案件のうち、32 件を抽出して審議を実施した。

【文部科学省】

- 一般競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」によるチェックを実施した。また、内部監査組織において、同チェックリストの事前確認を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、アンケート又はヒアリング調査を実施するとともに、契約監視委員会等において検証を行うなど、競争性の確保に努めた。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会で、派遣労働者のキャリア形成支援事業に係る案件について、条件の見直し、参加資格及び公告期間の見直しという指摘等があったことを踏まえそれを仕様書等に反映した結果、一者応札が解消した（削減効果約 126 万円（▲7.3%））。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 1,105 件、本省以外の部局分 1,331 件）から抽出された案件（本省分 23 件、本省以外の部局分 21 件）を対象に調達後の審議を実施した。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 53,853 者に対し 150 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件等 1,822 件（物品 422 件、役務 964 件、委託 436 件）について、入札要件や仕様書等の審査を実施したことにより、透明性や公正性等の向上が図られた。また、一者応札（応募）になった 437 件（物品 79 件、役務 241 件、委託 117 件）について、入札に参加しなかった者へのアンケートを実施して要因を分析し、次の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（1,948 件）のうち、186 件（本省 34 件、地方支分部局等 152 件）について、次の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や公正性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成 24 年度に策定し、適宜改訂）を活用することで、23 年度には 41.9%だった一者応札比率は 30 年度上期には 29.0%へと低減した。
- 前年度一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した 70 件のうち、41 件が複数者応札となった。また、平成 29 年度に第三者チェックを受け、かつ、30 年度上半期も事業を実施した 15 件のうち、4 件が複数者応札となった。
- 平成 30 年度の年間発注予定表を本省のウェブサイトに掲載した（平成 30 年 1 月、5 月、7 月にそれぞれアップデート）

【国土交通省】

- 参入要件等の見直し等発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底し、特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど調達内容に応じた取組の強化に努め、特に複数年度一者応札が続いている案件については要因分析及び改善に努めた結果、144 件について一者応札が解消され、そのうち前回と比較可能な案件で合計約 6 千万円（▲1.2%）のコスト削減効果があった。

【環境省】

- 入札公告を行う案件のうち、前年度の契約において「契約金額 1,000 万円以上」、「一者応札」、「極端に高い落札率（99%以上）」であった案件について、一者応札改善のため、契約前自己チェックを実施した。
- 一者応札となった案件については、その原因を把握するため、アンケート調査結果等の分析を行い、第三者委員会に報告の上、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。
- 本省において、公告期間等の改善を行った結果、前年度一者応札であった案件のうち、平成 30 年度上半期に複数者応札となった案件が 12 件あり、約 654 万円（▲2%）の削減が図られた。同様に、地方支分部局等において報告書等の積極的な開示を行った結果、前年度一者応札であった案件のうち 4 件で、原子力規制庁において仕様の明確化をした結果、前年度一者応札であった案件のうち 2 件で平成 30 年度上半期に複数者応札となり、それぞれ約 554 万円（▲27%）及び約 281 万円（▲16%）の削減が図られた。

【防衛省】

- 応札意思のあった事業者に対し、入札に参加しなかった要因についてヒアリングやアンケートを実施し、一者応札となった要因の把握と分析に努めた。

2. 電力調達・ガス調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ ガス調達においては、一般競争入札の実施に向けて入札参加可能な複数のガス事業者に対し、調達に関するヒアリングを実施した。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 地方官署における電気及びガスの使用量及び使用料を把握するとともに、電力調達については、小売電気事業者に対して前年度の電気使用量に対する見積金額を確認し、小売電気事業者の設定料金単価が選択プランによっては既存契約よりも最大で20%程度安価であることが分かった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方の電力調達に関して、北海道警察本部において複数の庁舎（警察学校ほか7施設）の電力需要をまとめて一般競争入札に移行した結果、前回契約額と比較して約1,425万円（▲21%）の削減効果があった。また、栃木県警察本部において入札情報の周知、十分な公告期間の確保及び開札から供給開始までの準備期間の十分な確保を行い、一般競争入札を実施した結果、一者応札が解消し、前回契約額と比較して約73万円（▲4%）の削減効果があった。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 本省及び地方支分部局等の取組として、調達要求部局は、入札参加事業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、入札関連情報の周知を積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 本省庁において、電力調達4件及びガス調達3件について一般競争入札又は見積り合わせを実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、電力調達157件及びガス調達52件について一般競争入札又は見積り合わせを実施したところ、前年度と比較可能な案件として、電力調達3件（単価削減率：約▲12.8%ほか）、ガス調達3件（単価削減率：約▲12.4%ほか）の削減効果があった。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 従来、随意契約だった電力調達を一般競争入札に移行することで、約38万円（▲26%）の削減効果があった。</p>

【厚生労働省】

- 大規模庁舎（特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎（50kw 以上））に係る電力調達について、一者応札及び随意契約の改善を図った。その結果、前年度一者応札又は不調であった16件が複数者応札となった。また、前年度は随意契約であった3件が一般競争入札となった。
- 小規模庁舎（低圧の庁舎（50kw 未満））に係る電力調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度一者応札又は不調であった2件が複数者応札となった。また、前年度は随意契約であった6件が一般競争入札となった。
- 大規模庁舎等（年間契約数量 10 万³m以上）に係るガス調達について、一般競争入札への移行を検討した。その結果、前年度は一者応札又は不調であった3件が一般競争入札となった。
- 小規模庁舎（年間契約数量 10 万³m未満）に係るガス調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度は一者応札又は不調であった1件が一般競争入札となった。

【農林水産省】

- 電力調達について、26 官署において新たに一般競争入札に移行するとともに、6 官署においてこれまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて一括調達した。このうち、改善のあった官署については、前年度と比較して、一般競争入札においては約 395 万円（▲12.9%）、一括調達においては約 202 万円（▲14.6%）の削減効果があった。
- ガス調達について、新たに2 官署において、一般競争入札へ移行して調達し、前年度同時期と比較し、約 112 万円（▲14.3%）の削減効果があった。

【国土交通省】

- 33 件の電力調達、5 件のガス調達について、一般競争入札へ移行した（一般競争入札全体の件数：400 件（電力）、8 件（ガス））。

【環境省】

- 一件ごとに小切手により支払事務を行っていた本省の電気料金 16 件並びに地方支分部局等の電気料金 113 件及びガス料金 6 件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

【防衛省】

- 高圧区分の電力調達に当たり、電力事業者の準備期間を確保するため、公告時期を前倒ししたところ、入札参加者が2 者から5 者に増加し、結果、約 1,183 万円（▲6%）の削減効果があった。
- 低圧区分の電力調達に当たり、複数者から見積りを徴取するなど競争性を高めた結果、一部の官署において約 8 万円（▲35%）の削減効果があった。

3. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 随意契約案件3件について、見積根拠の精査を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約26億8,218万円（▲12.4%）の削減効果があった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 物品役務（7件）及び印刷製本（9件）に加えて、役務（2件）についてもオープンカウンター方式を実施した。</p> <p>○ データベースシステムの再構築・改修業務について、改修事項を見直すとともに、作業内容・時間等を精査して見積根拠の精査等を実施することで、当初提示額から約383万円（▲20.7%）の削減効果があった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 公募を実施した警察装備用品の随意契約について、見積根拠の精査を実施した結果、当初提示額より▲13%の削減効果があった。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約14件について、契約の適否等に関する調達前の審査を実施した。</p> <p>○ システム運用2事業を対象に、随意契約に切り替えた上で、見積根拠の精査等を実施した。その結果、当初提示額と比較して約619万円（▲18.7%）の削減効果があった。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 庁舎エントランスに調達情報・オープンカウンターコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布した。</p> <p>○ 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続していた案件13件及び新規案件1件について、特定の二者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられたことから公募を実施した。このうち、複数者から応募があったため入札に移行した2件を除く12件について見積根拠の精査等を実施した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ システム関連の全ての随意契約について、府省CIO補佐官による価格の妥当性の検証を行った。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達について、従来行っていた消耗品以外の案件にも対象を拡大し、取組を推進した。</p>

<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、調達担当部局から合議を受けた会計課が随意契約の要件を満たしているか審査を行い、要件を満たしたもののみ実施した。
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度競争性のない随意契約となっていた案件について契約方式の妥当性の検討を行った結果、7件が競争性のある調達方式へ移行した。移行前との費用比較が可能な2件では、合計約888万円(▲29.5%)の削減効果があった。 ○ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な11件で、合計約313万円(▲32.7%)の削減効果があった。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに3件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件及び予定価格が100万円以下の一部案件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施した(本省庁38件、地方支分部局485件)。 ○ 規格や性能を担保できる電化製品等を対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った(本省庁6品目、地方支分部局11品目)。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4件の随意契約について見積根拠の精査等を実施したところ、契約予定者が当初提示した価格から約359万円(▲0.3%)の削減効果があった。また、同結果を省内内部部局及び外局等に対して情報共有した。 ○ 随意契約事前確認公募に移行した1件についてウェブサイト上で公表を行った。
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 27の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成29年度随意契約案件(727件)について、5審査項目から指導を行った。また、29年度一者応札等の案件(一者応札375件、一者応募72件)のうち改善の取組が未実施の案件に対して34審査項目の指導を実施した。 ○ 従来、競争契約で実施していた一部の案件について、外部有識者等から構成される公共調達委員会による審査を踏まえ、公募を実施し、その後、見積根拠の精査を含む随意契約とすることで、29件(本省分21件、本省以外の部局分8件)で、約2,200万円(本省分約1,700万円(▲1.7%)、本省以外の部局分約500万円(▲3.1%))の削減効果があった。

【農林水産省】

- 少額随意契約による調達案件 237 件（本省：147 件、地方支分部局等：90 件）について、オープンカウンター方式を実施した。
- 予定価格が少額で随意契約が可能とされている調達案件のうち、699 件について一般競争入札を実施し、競争性、公平性及び透明性の向上が図られた。

【経済産業省】

- 本省・地方支分部局・外局が締結した全ての随意契約（少額随意契約、不調・不落案件を除く。）について、大臣官房会計課により、競争性のある契約方式への移行可能性や、随意契約によることとする理由の妥当性といった観点から承認審査を実施した。
- 少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を引き続き実施した。印刷、物品等については、424 件（本省 59 件、外局 163 件、地方局 202 件）において上記方式を実施した。見積書については 1 件当たり平均 5 者（本省）から見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。
- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引による調達を平成 25 年 2 月から開始し、29 年度からは取組を外局、地方局にも拡大し、29 年度は 100 件実施、30 年度も継続して実施中。本省実施の 1 件について、定額と比べて▲15%の削減効果があった。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。
- オープンカウンター方式にて、3,117 件、約 8.8 億円の契約を行った。このうち、新たに 4 部局がオープンカウンター方式を導入した。

【防衛省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達については、各会計機関において、随意契約の理由とその内容を審査し、適切な契約方式の適用を確保した。
- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイトで常続的に公示した。
- 新たな対象品目について、オープンカウンター方式による調達を実施した。

4. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、幹事官庁として共同調達を実施した。○ 特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、更なる仕様の見直しを実施した。○ 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討した。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 7事務所・支所中、6地方事務所・支所において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施した。中部事務所においては、平成30年度から新たに東海財務局等とのガソリンの共同調達を開始した。中部事務所におけるレギュラーガソリン1リットル当たりの購入価格は、共同調達を開始する前の平成30年3月と比較して、同年4月は▲1.3%の、同年5月は▲1.6%の削減効果があった。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方支分部局68部局（前年度66部局）において、一括調達を実施したことにより、事務の省力化が図られた。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価が削減された。
<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化及び調達費用の削減に努めた。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 財務局が近隣官署とのネットワークを構築し、51品目について共同調達を実施するとともに、共同調達に関する連絡会等を13回開催した。○ 本省庁で81品目、地方支分部局で82品目を新たに一括調達の対象品目に追加した。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった9類型を対象に実施した。○ 共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約1,016万円（▲9%）の削減効果があった。削減効果として確認された主なものは以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">① コピー用紙（A3など4品目） 約921万円（▲21.5%）② 速記 約44万円（▲1.5%）③ 図書（政官要覧など4品目） 約36万円（▲17.8%）

【経済産業省】

- 本省（外局含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施した。その結果、以下の削減効果があった。
 - ① 事務用消耗品【共同調達実施前の 20 年度と比較】
契約単価（平均）（▲38.6%） 契約金額（当省）約 1,154 万円
 - ② 災害用備蓄用品【経済産業省幹事、共同調達実施前の 22 年度と比較】
契約単価（平均）（▲2.2%） 契約金額（当省）約 22 万円
 - ③ 公用車向けガソリン【共同調達実施前の 26 年度と比較】
レギュラー 契約単価（▲5.5%） 契約金額（当省）約 18 万円
ハイオク 契約単価（▲6.6%） 契約金額（当省）約 21 万円
 - ④ 宅配便【共同調達実施前の 26 年度と比較】
契約単価（平均）（▲26.8%） 契約金額（当省）約 65 万円
- 全ての地方支分局において共同調達を実施している。地方支分局における共同調達品目の総数（延べ）は 44 品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は 179 官署となった。30 年度は、中部局において、P P C 用紙の共同調達に参加した。単価は前年度に比べ低くなった。電力・ガス事業北陸支局において、ガソリンとコピー用紙の共同調達に参加した。

【国土交通省】

- 共同調達については、本省及び 38 の地方支分部局等にて実施し、国土交通大学校にて新たに電力の共同調達を行うなど、導入部局及び品目の拡大を行った。一括調達については、本省及び 53 の地方支分部局等にて実施し、九州地方整備局にて新たに自動車賃貸借の一括調達を行うなど、品目の拡大を行った。

【環境省】

- 地方環境事務所においてコピー用紙の共同調達を実施した。これにより、共同調達を行わなかった場合の単価で購入した場合と比較して、約 0.9 万円（▲2%）の削減効果があった。

【防衛省】

- 事務用消耗品 10 品目を新たに対象品目とするなど、一括調達の拡大を図った。

5. その他

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 情報システム関係の案件について、府省CIO補佐官による意見等を踏まえ、国庫債務負担行為による複数年契約を15件締結し、予算の平準化や調達事務の低減等を図った。また、再リース契約を6件締結し、賃貸借料の削減を図った。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 光熱水料のクレジットカード決済拡大のため、カード会社からの情報を収集し、導入後の事務処理方法について検討している。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 警察庁で実施している調達改善に向けた取組を、新たに国費会計事務に従事することになった各都道府県警察本部の会計職員や警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 全ての一者応札案件について、審査を行い、調達種別ごとにセルフチェックリストをデータベース化し共有した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 情報システム調達に関して、中長期的な調達予定（5か年）を公表した。</p> <p>○ 「機器等の保守契約」について、競争性の向上と仕様の見直しに関する新たな視点からの指摘を得ることを目的として、既に参入している事業者以外の事業者に対して当該契約に係る業務内容を説明し、対応可能な事業者の開拓を行った。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 会計実務研修等により、職員のスキルアップを図った。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ 内閣府主催の会計実務研修に復興庁本庁及び地方機関の会計担当者を参加させ、職員のスキルアップに努めた。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 情報システムの調達のうち予定価格80万SDR以上と見込まれる調達案件については、府省CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付することを徹底している。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 事務機器借入等22件について国庫債務負担行為を活用した。</p>

<p>【財務省】</p> <p>○ クレジットカード決済を導入している全導入部局（15部局）においてクレジットカードの複数年利用を図った。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 年度開始前に、文部科学省の政策目標ごとの主要な事業（35 事業）に含まれる委託事業に関して、外部有識者で構成される審査委員会において、契約の競争性・透明性等の観点から審査を実施した。また、審査内容について、契約監視委員会に報告し、情報共有を図った。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 情報システム関係の調達について、府省CIO補佐官から仕様等に関する助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させた。</p>
<p>【環境省】</p> <p>○ 予定価格の設定に際して、市場価格、過去に調達した類似案件等の情報を可能な限り収集し、また、情報システム調達においては、府省CIO補佐官からの助言を活用した。</p>
<p>【防衛省】</p> <p>○ 「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」（平成 27 年法律第 16 号）に基づき、F110 エンジン（戦闘機（F-2）用）の維持部品について、6 箇年度にわたるPBL方式の長期契約を締結し、約 66 億円（▲18.6%）の経費を削減した。</p> <p>※ PBL（Performance Based Logistics）とは、装備品等の補給や、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約や修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果に主眼を置いて、包括的な業務範囲に対して契約を結ぶもの。</p> <p>○ インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品における予定価格の算定に当たっては、合理的な価格となっているか検証の上、適正な価格となるよう努めた。</p>

共同調達等の検証例

① 発注の一括化【中央・一括調達】

警察庁は、全国に所在する複数官署で使用するDNA試薬について、管区ごとに一括調達していたが、所管する区域が業者の営業範囲を超える場合に、単価が上昇することが判明した。そこで、配送コストを含めた当該物品の単価、業者の営業範囲等を検証したところ、全国分をまとめて発注した場合の方がコスト抑制につながる可能性が高いことを確認し、警察庁本庁での一括調達に移行した。

② 納品先の集約化【地方・一括調達】

厚生労働省は、長崎県に所在する複数官署(離島に所在する署所を含む。)のPPC用紙を一括調達する際に、PPC用紙の納入業者から直接各官署へ納品させるとPPC用紙の納入業者の配送コストが高額となるため、納品先を幹事官署の貨物輸送業務の契約相手方の倉庫とし、PPC用紙の各官署への納品を貨物輸送業務の一部として同業務の単価で実施することにより、PPC用紙の契約単価の上昇を抑制した。

③ 調達範囲の見直し【地方・共同調達】

北陸地区(富山、石川、福井各県)に所在する地方支分部局で実施していた灯油の共同調達については、納品先が幹事官署所在地に限定されていたため、遠隔地に所在する出先事務所等にとっては運搬方法等が負担となっていた。灯油の共同調達に係る参加官署が増加したことを契機に、広域にわたっていた共同調達の範囲を県単位に変更し、業者から各参加官署へ直接納品することに変更して、上記負担を解消した。契約単価は低減した。

※ 『平成28年度調達改善の取組に関する点検結果』の図表4より

平成 30 年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における

歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘

1. 調達改善の取組状況について

- ・調達改善の取組は、全体として着実に進められている。一者応札の改善の取組についても、審査体制の強化など、進んできている。
- ・共同調達は、別添資料で紹介しているように、適宜、効果の検証を行い、柔軟に見直しをすることが重要。求められているのは、効果の追求である。
- ・電力調達の改善に成果が見られ、地方支分部局等で一層広がりを見せている。引き続き推進すべき。
- ・今回「情報システム調達の改善に成果のあった取組事例」をとりまとめ、公表できたことを高く評価。各府省庁の取組推進の後押しとなることを期待。
- ・事務局が調達改善の情報共有に力を入れ、また、勉強会や各府省庁への講師派遣を行っていることは非常に重要なことであり、継続されるべき。各府省庁においても、トップダウンで地方支分部局等を含めた情報共有を強化するなどして、調達改善に活用すべき。

2. 今後の方向性について

- ・一者応札の改善に向けた審査は、更なる充実が期待できる。地方支分部局等における審査実態なども把握しつつ推進していくべき。複数回一者応札が継続している案件のほか、多くの参入者が期待できる新規案件が一者応札となってしまうケースの検証も重要。
- ・いくつかの府省庁で行われている「一者応札案件の公表」は、他の府省庁でも推進されて良い取組である。発注側が採り得る有効な方策を洗い出し、改善に向けて取り組んでいることが分かる内容となることが望ましい。
- ・発注情報の発信については、事業者側の応札準備や計画的受注に資する観点から、改善されるべきことが多い。例えば、応札準備の期間が十分に確保できるタイミングで発注予定が公表されることが重要であるし、また、府省庁内の類

似の発注が重ならないよう、発注時期の調整を行った上で、共同説明会を実施することが有効であろう。

- ・民間では、多くのサプライヤーの参加を得たい場合、十分な時間的余裕のある段階で、業務のスケジュール等を明示した上で、過去の取引先とその下請、さらには、他社で類似業務の受注経験のある企業に個別連絡を行ったり、業界団体に説明に赴いたりしている。官側は、発注者側が競争する時代になっているという感覚が不足しているのではないか。
- ・国が要件定義や仕様書作成支援のためにコストをかけている委託業務の中で、特定のサプライヤー等、マーケット情報を調査・把握しているのであれば、それらを今後の調達に関する情報発信や新規サプライヤー開拓につなげることを検討できるのではないか。
- ・「情報システム調達の改善に成果のあった取組事例」がどう活用されるか、が重要。例えば、調達ごとに、実行されていなかった取組について採用してみて、その効果を検証するなどの活用が期待される。
- ・情報システム調達については、各府省庁のノウハウの差が大きい。調達額が大きく、重要な調達であり、その改善には計画性・戦略性が求められる。引き続き、着目していくべき分野である。
- ・見積根拠の精査について、成果の出ている府省庁のノウハウ等を共有することが有効。
- ・見積根拠の精査は、入札案件でも随意契約案件でも行われており、特に、競争が働かないことによる価格の高止まり懸念に対して、より適正な価格での調達を目指す上で重要な取組。一者応札案件についても、もっと調達価格の検証が強化できるし、されるべき。
- ・随意契約案件については、参入できる方策がないか、民間事業者から意見を聞く取組も求めたい。